

久喜市組織規則の一部を改正する規則

久喜市組織規則（令和6年久喜市規則第14号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表総務部の部しょうぶ会館の項を削り、同表こども未来部の部こども家庭保健課の項中「母子保健係」を「母子保健第1係 母子保健第2係」に改め、同条第2項の表中管財課の項の次に次のように加える。

人権推進課	しょうぶ会館	
-------	--------	--

第6条第1項の表総務部の部人権推進課の款（11）の項の次に次のように加える。

（12） しょうぶ会館に関する事。

第6条第1項の表総務部の部しょうぶ会館の款を削り、同部収納課の款中（3）の項を削り、（4）の項を（3）の項とし、（5）の項から（15）の項までを1項ずつ繰り上げ、同表こども未来部の部こども家庭保健課の款（25）の項中「不妊検査、不育症検査及び不妊治療」を「不妊検査及び不育症検査」に改める。

第7条第1項の表管財課の部の次に次のように加える。

人権推進課

しょうぶ会館

- （1） 隣保館の運営管理に関する事。
- （2） 児童館の運営管理に関する事。

第10条第1項中「、副館長」を削り、同項の表第3条第1項及び第4条第1項に規定する課等の部中「課長及び館長」を「課長」に改め、同部副館長の項を削る。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。